

令和5年度決算の栗東市 財政健全化判断比率等を公表します。

★「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、平成19年6月に公布されました。

★この法律は、地方公共団体の財政状況にかかる情報の公開度、透明度を高めることにより、その団体の財政事情を市民の皆さんにより分かりやすくすることと、財政事情の悪化を未然に防ぐという目的を備えたものです。

★この法律では、特別会計や公営企業会計も合わせた連結決算により、地方公共団体の財政の健全性を判断する下記①～④の指標（財政健全化判断比率）と、公営企業の経営健全性を判断する指標（資金不足比率）で明らかにし、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政の悪化具合をチェックします。

★この比率は、平成19年度決算から公表が義務付けられ、平成20年度決算以降は、いずれかの比率が早期健全化基準を超える団体は、「早期健全化計画」、財政再生基準を超える団体は「財政再生計画」の策定が義務付けられ、財政の健全化に努めなければなりません。

（市財政の健全性を判断する指標）

- ①実質赤字比率 …一般会計など（※1）の実質赤字が標準財政規模（※2）に占める割合
- ②連結実質赤字比率 …本市の全会計の実質赤字（または資金不足額）が標準財政規模に占める割合
- ③実質公債費比率 …一般会計などが負担する公債費が標準財政規模に占める割合
- ④将来負担比率 …一般会計などが将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

（公営企業の経営健全性を判断する指標）

- ①資金不足比率 …資金不足額が公営企業会計（※3）の事業規模に占める割合

※1 一般会計など…市では、「一般会計」「土地取得特別会計」「墓地公園特別会計」「栗東新都心土地地区画整理事業特別会計」があります。

※2 標準財政規模…地方公共団体の一般財源（使途が特定されていない財源）の標準規模を示すもので、税収入・各種譲与税・県税交付金などで構成されます。

※3 公営企業会計…市では、「農業集落排水事業特別会計」「水道事業会計」「公共下水道事業会計」があります。

○令和5年度決算における栗東市健全化判断比率

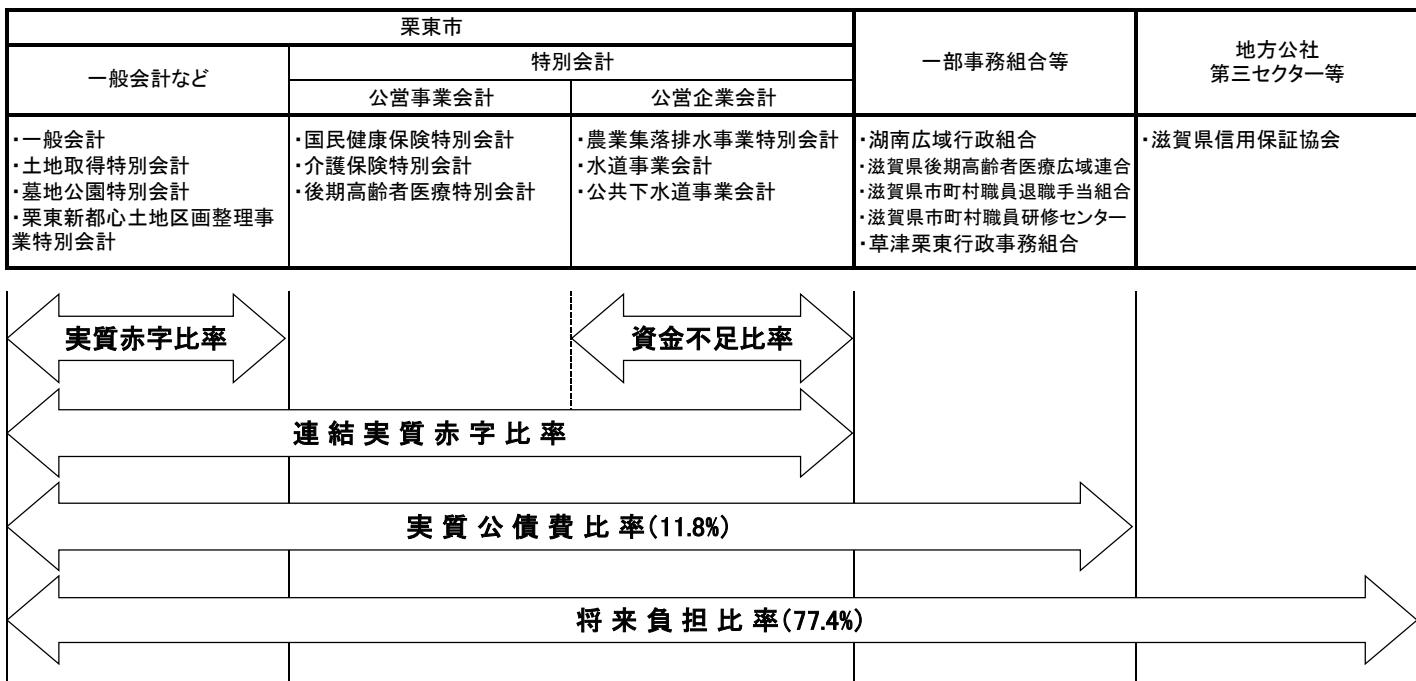
区分	栗東市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	赤字なし	12.74	20.00
連結実質赤字比率	赤字なし	17.74	30.00
実質公債費比率	11.8	25.0	35.0
将来負担比率	77.4	350.0	制度なし

※「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」の早期健全化基準は、栗東市の財政力に応じた数値となっています。

○令和5年度決算における栗東市資金不足比率

会計	栗東市	経営健全化基準	財政再生基準
農業集落排水事業特別会計	不足なし	20.0	制度なし
水道事業会計	不足なし	20.0	制度なし
公共下水道事業会計	不足なし	20.0	制度なし

○栗東市の健全化判断比率の算定対象イメージ図



上記の表のとおり、本市の令和5年度決算における健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っています。

実質公債費比率は、地方消費税交付金の増などにより標準財政規模が増加したことなどで、単年度比率は減少したものの、3か年平均は昨年度の指標(11.8%)から横ばいとなりました。

また、将来負担比率については、市の負担する債務残高を低減させしたことなどにより、昨年度の指標(86.4%)から9.0ポイント減少しました。しかし、両比率とも他市との比較においては依然として非常に高い比率です。

今後も、中長期的な財政見通しをもって早期の財政健全化に向けた取組みを進め、比率の低減に努めます。